

保護者各位

鳥取県子ども家庭部家庭支援課
鳥取県教育委員会事務局体育保健課

災害共済給付制度活用のお願ひ

鳥取県小児特別医療費助成制度は、子どもたちが医療を受けやすい環境を提供できるよう、鳥取県と市町村で実施している制度です。

このため、他に活用可能な国や他団体の助成制度を優先して適用しなければ、本来は、国全体で支えるべき負担まで、鳥取県の皆さんだけで支えることになってしまいます。

なお、学校管理下での災害(負傷・疾病等)は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの『災害共済給付制度』による給付が行われますので、本制度へ加入されている場合は優先活用していただき、小児特別医療費助成制度は、使用しないでください！

【小児特別医療費助成制度のみ使用場合】

保険給付（7千円）	小児特別医療（3千円） 【県1／2、市町村1／2】
-----------	------------------------------

【日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を利用した場合】

保険給付（7千円）	災害共済給付制度（3千円）	+	見舞金（1千円）
-----------	---------------	---	----------

本来、災害共済給付制度で負担できる医療費まで、鳥取県民だけで負担してしまうことになってしまう！

学校や保育所等でケガをした場合

災害共済給付制度を活用してください

鳥取県小児特別医療費助成制度は、使用しないでください！

災害共済
給付制度



鳥取県小児特別
医療助成制度



日本スポーツ振興センターへの申請手続きの流れ

学校管理下でケガをした場合



《学校管理下とは》

- ・授業中や部活動
- ・通学路を登下校している場合 等

学校等で申請書類を受け取り、
医療機関を受診します。

《医療機関等へ提出する書類》

医療等の状況、調剤報酬明細書 等



1つのケガに対する総医療費(※)が、
5,000円未満(3割の保険適用の
場合1,500円未満)の場合、
小児特別医療費の対象となります。

(※) 自己負担額ではなく、10割の医療費のことです

総医療費が、**5,000円以上**の場合、
災害共済給付の対象になります。

治療計画に変更があった場合など、
総医療費が5,000円未満に収ま
った場合、小児特別医療費の対象と
なります。

保険診療の自己負担分(通常3割)を
医療機関窓口で支払い、学校等へ提出
する証明書類等を受け取ります。



領収書をお住いの市町村へ提出し、
払い戻し手続きを行います。

受診後、証明書類等を学校等へ提出します。
(受診した月から2年間提出されなかった場合
は、時効により給付が受けられなくなります)

日本スポーツ振興センターでの審査後、
「自己負担額(通常3割) + 「見舞金
(医療費の1割)」が保護者へ給付されます。

※診療開始から、最長10年間で給付対象
となります。



(お問い合わせ先)

【小児特別医療費に関すること】

鳥取県子ども家庭部家庭支援課

(0857-26-7572)

または、お住まいの市町村担当まで



【災害共済給付制度に関すること】

米子西高等学校学校

担当 養護教諭 中野 吉岡

0859-22-7421